

第4章 ガス放出防止器の設置・維持管理

4.1 維持管理の意義と目的

日常点検や定期点検による維持管理は、災害発生時に機器が正常に作動できる状態を保つことを目的とする。

4.2 ガス放出防止器の保管

ガス放出防止器の保管及び取扱いには以下の事項を注意すること。

- (1) 製造年月を確認し、古いものが下積みにならないようにすること。
- (2) 直射日光を避け、屋内の高温多湿にならない場所に保管すること。
- (3) 露出状態での保管は避け、水分・ゴミ等の異物が入らないようにするとともに損傷防止のため、梱包箱またはビニール袋等に収納して保管すること。
- (4) 運搬、取扱いに際しては、落下させたり衝撃等を与えたりしないこと。
- (5) その他取扱説明書の指示に従うこと。

4.3 ガス放出防止器の設置上の注意

ガス放出防止器の設置に際しては製品に添付されている取扱説明書に従って設置するほか、下記の事項に注意すること。

<共通事項>

- (1) ガス放出防止器の設置・取付工事は、LP ガス業務に精通した者が施行すること。
- (2) 次に示すような場所には取付けないこと。
 - ・雪害等の恐れのある場所
 - ・人や物などがぶつかったり、落下物による衝撃等を受けたりしやすい場所
 - ・有害なガスの影響を受ける恐れのある場所
- (3) ガス放出防止器の設置後、遮断部が遮断していないことを確認すること。

<張力式>

- (1) 鎖を使用するものにあっては上下 30°以内、左右 90°以内の角度で取付け、ピンと張った状態より 60mm 程度たるませること。

<過流式>

- (1) 復帰ボタンの向き（上、横）は取扱説明書の指示に従うこと。
- (2) 容器の大きさ、容器設置本数、ガス消費量、調整器容量などを考慮して、使用する供給設備に適合する種類のものを選定すること。

4.4 ガス放出防止器の取扱い

ガス放出防止器の取扱いについては、「4.3 ガス放出防止器の設置上の注意」によるほか、次の事項に注意すること。

- (1) ガス放出防止器の着脱に際しては、パイプレンチは使用しない。
- (2) 運搬、取扱いに際しては、落下、衝撃等を加えないこと。
- (3) ガス放出防止器は、分解、改造を行わないこと。
- (4) ガス放出防止器が作動した際の復帰は、必ず LP ガス販売事業者が行うこと。
- (5) その他取扱説明書の指示に従うこと。

4.5 ガス放出防止器の点検と交換

- (1) 供給開始時及び充てん容器等の交換時

- ① ガス漏れのないこと
 - ② Oリング（角リング）に損傷のないこと。
 - ③ ねじ部などに損傷のないこと。
 - ④ 取付け姿勢が正常であること。
- (2) 供給開始時及び1年に1回以上、ガス放出防止器に異常がないことを確認すること。
- (3) 製造年月から7年を過ぎたものは新品と交換すること。

4.6 ガス放出防止器の異常現象とその措置

容器交換時の点検を入念に行い、早目に措置することが望ましい。

《異常現象とその措置》

異常現象等		原因	確認方法	措置
1	ガス漏れ	ねじ込み部のゆるみ	手で確認	増締めによって修理不可能な場合は、新品と交換
		Oリング、角リングのオゾン劣化によるひび割れおよび変形	目視	Oリングまたは角リングを新品と交換
		経年劣化	交換期限シールおよびロット番号で確認	製造年月から7年を超えたものは新品と交換
2	不時作動	ガス放出防止器の取付姿勢の悪いもの	目視	正しい姿勢に直す
		経年劣化	交換期限シールおよびロット番号で確認	製造年月から7年を超えたものは新品と交換
3	作動不良	経年劣化	交換期限シールおよびロット番号で確認	製造年月から7年を超えたものは新品と交換
		砂など異物が内部に侵入	作動試験	新品と交換